

住民異動等が多くなる3月下旬から4月上旬は 窓口業務時間を延長します

延長期間●3月25日(月)～4月5日(金) 延長時間●午後5時15分～午後7時

延長期間中に利用できる窓口

美郷町役場
☎0187(84)1111

住民生活課

- 住民異動受付(転入、転出、転居など)
- 証明書の発行(住民票、戸籍関係、印鑑証明)
- 戸籍届出の受領 ●印鑑の登録
- 国民年金資格異動受付
- 埋火葬に関する手続き

建設課

- 上下水道の使用等の届出

教育総務課

- こども園の入退園手続き、相談
- 児童クラブの入退所手続き、相談

福祉保健課

- 国民健康保険資格異動受付
- 後期高齢者医療資格異動受付
- 福祉医療費受給申請受付
- 児童手当受給申請受付

税務課

- 各種証明書の発行(所得証明など)
- 納税相談

教育推進課

- 小中学校の転入学の相談

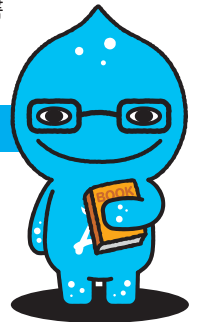
六郷出張所
☎0187(84)4040
仙南出張所
☎0187(84)4915

証明書の発行

- 戸籍関係証明書(戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑登録証明書
- 合併証明書
- 課税(非課税)証明書
- 所得証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書(車検用)
- 資産証明書
- 身分証明書

届出の受付等

- 死亡届・死産届の受領
 - 各課への文書の取り次ぎ
 - 埋火葬に関する手続き
- ※転入、転出、転居などの住民異動は、これまでどおり町住民生活課へ届け出ください。



※午後5時15分以降は、町税や使用料の収納、納付書の再発行は行いません。
町税等の納付には、口座振替やコンビニエンスストア収納もご利用ください。

窓口業務時間 確認カレンダー

- 営業日
- ◎ 時間を延長する日

	時間	3月										4月											
		20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
美郷町役場	8:30~17:15	○	休	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○
	17:15~19:00	◎	休	—	休	休	◎	◎	◎	◎	◎	休	休	◎	◎	◎	◎	◎	休	休	—	—	◎
六郷・仙南出張所	8:30~17:15	○	休	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○
	17:15~19:00	◎	休	—	—	休	休	◎	◎	◎	◎	◎	休	休	◎	◎	◎	◎	—	休	休	—	◎

毎週水曜日は、役場も出張所も午後7時まで利用できます

利用できる窓口	美郷町役場(住民生活課・税務課) 六郷出張所・仙南出張所
取扱業務内容	各種証明書の発行、届出の受付等

各出張所は、日曜日と月曜日が休業日です。また、学友館と公民館の休館日も休業となります。詳しくは、巻末の「町のカレンダー」をご覧ください。

4月1日(月)から 町の公共施設等の敷地内は全面禁煙となります

町では「第2期健康みさと21計画」において、受動喫煙による健康への影響を町民の健康課題の一つとして位置付け、各種保健事業を行っています。また、平成30年7月に健康増進法が改正され、地方公共団体の行政機関の庁舎は、原則として敷地内禁煙とされています。

これにより、町民をはじめとする公共施設等の利用者や勤務する職員を望まない受動喫煙から守り、健康の保持増進と快適で良好な施設環境の形成を目的として、敷地内を全面禁煙とします。喫煙所の利用はできませんので、皆さまのご協力をお願いします。

美郷町受動喫煙防止対策行動計画

施設・区域等の区分	具体的な施設等	考え方	とるべき措置	
施設等	官公庁、健康増進関連施設等、公共性の高い施設	官公庁施設（役場庁舎、保健センター、学友館、公民館、北ふれあい館、中央ふれあい館、南ふれあい館、各温泉施設、道の駅雁の里せんなん、公用車等）	公共性が高く、誰もが日常生活で利用せざるを得ない施設であるため、たばこの煙から利用者を守る必要があります。また、健康の維持・増進のために利用する施設はその設立の趣旨から受動喫煙対策の徹底が必要です。	敷地内 禁煙
		運動施設（総合体育館リリオス、北体育館、中央体育館、南体育館、屋内スポーツ館等）		
	子どもや妊産婦、健康影響が大きい方が利用する施設	学校（千畑小学校、六郷小学校、仙南小学校、美郷中学校）		
	児童福祉施設（千畑なかよし園、六郷わくわく園、仙南すこやか園）	子どもや未成年者が利用する施設、有病者等が診察や治療のために利用する施設については、特に配慮が必要です。		
	医療機関（千畑クリニック、仙南診療所）			
屋外	上記のほか、受動喫煙防止の配慮が必要な施設・区域等		公園、運動広場等（雁の里山本公園、中央公園、大台野広場等）	

※役場庁舎、保健センター、学校、児童福祉施設、医療機関、各学校給食センター、南行政センターはすでに敷地内禁煙を実施しています。

問●町総務課 総務班 ☎0187 (84) 1111

「受動喫煙防止宣言施設」に応募しませんか

秋田県と全国健康保険協会秋田支部では、お客さまや従業員の健康のため、施設・事業所の敷地内または建物内の禁煙に取り組む施設「受動喫煙防止宣言施設」を募集しています。宣言していただいた施設には「登録書」が交付され、秋田県のホームページ等で紹介されます。

これから新たに取り組む施設・事業所だけでなく、すでに禁煙に取り組んでいる施設・事業所も「宣言」できます。「たばこの煙のない健康空間」を実現し、お客さまへのサービス向上と従業員の健康増進に取り組んでみませんか。申請方法等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問●秋田県健康福祉部 健康づくり推進課 ☎018 (860) 1426